

## 第10回南部町駅伝大会実施要項

1、趣 旨 すべてのスポーツの基本である「走る」という身体活動を通して健康の維持増進を図る。  
南部町の生涯スポーツの振興を図るとともに健康で明るい町づくりを目的とする。

2、主 催 南部町体育協会

3、後 援 南部町・南部町教育委員会

4、期 日 平成25年1月27日(日) 雨天決行

ただし、上記期日に国政選挙が実施される場合又は荒天・降雪により大会が実施できない場合は予備日に実施する。予備日は平成25年2月2日(土)とする。  
なお、予備日に実施できない場合は中止とする。

5、参加料 次の表のとおりとする。

	一般	高校生	中学生
町内	3,000円	3,000円	無料
町外	5,000円	3,000円	3,000円

6、チーム 一般の部・・・高校生以上のチーム  
中学生の部・・・中学生のチーム

7、募集数 70チーム

8、抽 選 募集数(70チーム)を超える申込みがあった場合は、町内チーム、県内チームの順に優先し、  
その他は抽選とする。出場決定は文書で通知し、抽選は公開で行う。

※抽選日：12月13日(木)午後7時00分 南部町総合会館第3研修室

抽選実施の有無については体協事務局へ各チームで確認する。

9、参加資格 ①中学生以上

②男女を問わず、健康に自信がある者。

③未成年者の参加については、必ず保護者の同意を得て保護者の責任のもとで参加する。

10、コース 全長 15.5km

(第1区) 4.0km

スタート ————— 南部診療所 ————— 南部橋西詰 ————— 第1中継所  
(アルカディア運動場前) (JR内船駅前)

(第2区) 2.6km

第1中継所 ————— 島尻退避所 ————— 寄畑集会所 ————— 第2中継所  
(JR内船駅前) (寄畑集会所先待避所)

(第3区) 2.9km

第2中継所 ————— 富栄橋西詰 ————— 町営富沢野球場 ————— 第3中継所  
(寄畑集会所先待避所) (南部町役場本庁舎)

(第4区) 2.2km

第3中継所 ————— 下阜月橋・直進 ————— 中阜月橋 ————— 第4中継所  
(南部町役場本庁舎) (西市地域集会所)

(第5区) 3.8km

第4中継所 ————— 坂本橋 ————— 下阜月橋・左折 ————— 町屋三叉路 ————— ゴール  
(西市地域集会所) (南部町役場本庁舎)

11、表 彰 ①1～3位までを表彰する。(とび賞あり)

②各区间賞を授与する。

③参加者には、参加賞を授与する。

④町内チームの部 優勝のみ記念品を授与する。

⑤中学生チームの部(男女別) 優勝のみ記念品を授与する。

12、申込み 平成24年11月26日（月）から12月10日（月）午後5時までに南部町体育協会事務局へ参加申込書を提出する。なお、参加料は代表者会議の際に納付する。  
 ※参加申込書は南部町のホームページでダウンロード可  
<http://www.town.nanbu.yamanashi.jp/kurashi/supo/ekiden.html>

13、代表者会議 平成25年1月10日（木）午後7時30分より南部町総合会館3階講堂で行う。  
 ※代表者会議に出席しないチームは出場を認めない。

14、中継所到着時刻

中継所	中継場所	最終コール時刻	通過予定時刻	区間距離
スタート	アルカディア運動場前	9:45	10:15	
第1中継所	JR内船駅	10:00	10:28	4.0 km
第2中継所	寄畑集会所先退避所	10:05	10:37	2.6 km
第3中継所	南部町役場本庁舎	10:15	10:46	2.9 km
第4中継所	西市地域集会所	10:25	10:55	2.2 km
ゴール	南部町役場		11:06	3.8 km
全長				15.5 km

注：コールは1回のみで、コール以降選手は、スタート地点・中継所から移動しないこと

15、その他

- ①開会式は、午前8時20分より南部町役場本庁舎にて行う。
- ②出場チームは、午前8時00分までに受付をし、登録選手に変更のある場合には受付所にて変更を行う。\*8時00分以後の変更は認めない。
- ③発走（スタート）は10時15分とする。スタート地点はアルカディア総合公園運動場前とする。
- ④抽選後（抽選がない場合は代表者会議後）の登録選手（補欠含）の変更は原則認めない。  
 但し、大会会長が認めた場合はこの限りでない。
- ⑤荒天等により延期の場合は6時40分以降オフトークにて放送する。町外のチームは電話連絡を行わないので電話で問い合わせする。（南部町役場本庁舎 0556-66-2111）
- ⑥閉会式は、競技終了後南部町役場本庁舎前にて行う。
- ⑦健康状態に十分注意し必要に応じて各自で健康診断を受ける。また各自の責任において参加し、未成年者は必ず保護者の同意を得たのちに参加すること。
- ⑧交通事故及び選手擁護の為、伴走は全区間禁止とする。また中継所付近の駐車は厳禁とする。
- ⑨登録された選手については傷害保険に加入するが、大会当日のみとするので、練習については危険のないよう十分注意すること。
- ⑩競技中の事故については、応急処置は行うが後は各自の責任とする。
- ⑪参加者は全員開会式へ参加した後、各中継所行きの輸送バスへ行き帰り、必ず乗車すること。（第3中継所は、南部町役場本庁舎なので移動はない。）
- ⑫輸送バスへの乗車時及び中継所（コール）で選手の確認をするので、確認できない場合は棄権とする。
- ⑬『町内チーム』とは、すべての参加者が、南部町内に住所を有するか、または南部町内在勤者で構成されたチーム  
 『県内チーム』とは、すべての参加者が、山梨県内に住所を有するか、または山梨県内在勤者で構成されたチーム

## 第10回 町内駅伝大会注意事項

### (1) 荒天の場合の連絡

- ① 荒天により延期及び時間の変更の連絡については、オフトークで放送します。  
(午前6時40分頃)
- ② 町外チームについては午前6時30分以降に南部町体育協会事務局に問い合わせ下さい。  
体育協会事務局(南部町役場本庁舎) 0556-66-2111(代表)

### (2) 監察員の役割

- ① 駅伝選手の走路及び安全確保のため、各支部より監察員(1名)を選出し大会運営にご協力下さい。
- ② 大会当日は、監察員の方は**午前8時20分から午前9時までの時間内**に南部町役場本庁舎に集合し、受付で選手の通過チェック表と監察員腕章を受け取り各配置に就いて下さい。終了後につきましては、それぞれチェック表の提出と監察員腕章の返却をお手数ですが役場までお願いします。

### (3) 選手受付

- ① 選手の変更については、提出された名簿内の変更のみ認められますが、競技者の走者順に変更がある場合は、**午前7時40分から午前8時00分**までの受付時間内に申し込んで下さい。また、選手に変更がない場合でも、確認のため必ず南部町役場本庁舎で受付をして下さい。
- ② **午前8時00分**以降の変更は認めません。

### (4) 選手の着替え

- 選手の着替えは、袋に名札を付け、第1走者の着替えは第2走者に預け、第2走者は第3走者にと  
いう具合に次走者に預けるようお願いいたします。なお、第1走者がスタート地点で脱いだ着替えは専  
用の車を用意し、ゴール地点へ運びます。

(選手は、選手輸送バスに必ず乗って下さい。選手輸送バスは南部町役場本庁舎駐車場に待機してい  
ます。名札は主催者で用意します。)

#### ○ 選手輸送バス

- スタート地点(アルカディア総合公園) / 滝バス・老人バス・スクールバス2号車  
\*選手をおろし、第5区の選手を南部町役場で乗せて、第4中継所に向かう。
- 第1中継所(JR内船駅) / 社教大型バス・スクールバス3号車・4号車  
\*選手をおろし、その場で第1走者を待って、第1走者を南部町役場本庁舎に送る。
- 第2中継所(寄畑集会所先) / アルファーバス・スクールバス1号車・5号車  
\*選手をおろし、その場で第2走者を待って、第2走者を南部町役場本庁舎に送る。
- 第4中継所(西市地域集会所) / 滝バス・老人バス・スクールバス2号車  
\*選手をおろし、その場で第4走者を待って、第4走者を南部町役場本庁舎に送る。

### (5) 練習

駅伝の練習は夜間の練習が多いと思いますが、交通事故防止のため、明るい色の衣類を着用し交通安  
全に努めてください。

# 南部町駅伝大会競技規則

- 1, 競技者は誠実に競技しなければならない。
- 2, 競技者は、清潔で不快に思われないようにデザインされ仕立てられた服装をしなければならない。  
またその布地は濡れても透き通らないものでなければならない。
- 3, 競技者は胸と背にはっきり見えるようにあらかじめ支給された2枚のゼッケンをつけなければならない。
- 4, ゼッケンは、プログラムに記載のものと同じ番号でなければならない。
- 5, ゼッケンは、競技中いつでも見えるところへ付けなければならない。
- 6, 競技者は、いかなる場合でも道路の中心線より左側を走らなければならない。また交差点では、交差点の中心線より右に出てはならない。
- 7, 競技者が勝手に競技路から退去すると、その後の競技を続けることはできない。
- 8, 競技者は主催者が許可したもの以外の飲食物を携行することも飲食することもできない。
- 9, 競技中、医務員から競技中止を命ぜられた競技者は、直ちに競技を中止しなければならない。
- 10, 1区間の途中で競技者を交代させることはできない。
- 11, 競技者が途中で競技続行が不可能な状態になったとき、又は競技を中止させられた場合は、当該チームのその区間の競技を無効とする。ただし、そのチームは、審判長の指示に従い次区間走者から競技を続行することができる。この場合、そのチーム全体の記録成績は認められないが、各区間の成績は認められる。
- 12, 中継所で新たに引き継ぐ線は、中継線より進行方向に位置しなければならない。
- 13, 中継線より20m先に白線を引き、「たすき」は中継線と白線の間で引き継がなければならない。ただし道路上で事故があり、その区域内で引継ぎができなかった場合は審判長に判断を任せる。
- 14, 「たすき」は投げたりしないで、手渡さなければならない。
- 15, 「たすき」の受け渡しを終わった競技者は、他の競技者の邪魔にならないように直ちに左側の走路外に出なければならない。
- 16, 競技者が2人以上接近して中継線に近づいた場合は、先頭のチームに属するものが左側に、次のチームの者はその右側に順次待つものとする。